

○ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組（案）

重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化

生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組
- b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組
- c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

（１）環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向け、我が国として効果的かつ緊急的な施策を進めていく。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の 10 年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていく。

（２）現状と取組状況

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、我が国の生物多様性の危機も解消されていない。生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことが必要であるが、加えて、私たち一人ひとりの日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりし、行動へと移していくことが重要である。特にCOP10を機に生物多様性という言葉の認識度は高まっているが、それが一時的なものとなることなく、「生物多様性を意識し、行動につなげていく」ということを国民それぞれが自発的に取り組み、社会全体のうねりに高めていくことが必要である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方公共団体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映される「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や、生物多様性地域戦略の策定促進や緑の基本計画等の関連戦略・計画における生物多様性への配慮の観点の入

れ込み推進、生物多様性の価値評価やその結果の普及・活用、教育・学習・体験の推進、消費行動の転換の提案等を通じて、生物多様性を社会に浸透させるべく総合的に取組を進めている。

a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

現状

欧州委員会とドイツが提唱し、平成 22 年度に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB：The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により可視化することが有効であると指摘している。また、COP10 で世界銀行を中心として「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」が立ち上がり、生物多様性や生態系サービスの価値を国の会計制度に組み入れ、各国の経済政策や開発政策に反映させることを目指した研究が進められている。また、科学と政策とのつながりを強化するため平成 24 年 4 月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は、平成 26 年から平成 30 年までの作業計画のなかで、生物多様性及び生態系サービスの地球規模のアセスメントを行っている。

我が国でも TEEB や WAVES の取組の趣旨を踏まえ、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え、評価手法、国内外の事例の紹介や、様々な地域や項目を対象とした経済的価値の評価を実施している。また、IPBES へは我が国からもアセスメントに専門家を派遣し評価作業に貢献している。

分野ごとの取組も行われている。農林水産業が育てている生物多様性について経済的に評価し、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みの構築手法について手引きとして取りまとめた。また、不動産分野においては、生物多様性を含めた環境性能が市場において適正に認識・評価されることを目指して、環境不動産普及のための検討や情報提供が行われている。

取組状況

【生物多様性及び生態系サービスの評価】（環境省）

- 生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JB02：Japan Biodiversity Outlook 2）

我が国における生物多様性及び生態系サービスの現状等を国民に分かりやすく伝え、政策決定を支える客観的情報として活用することを目的として、平成 26～27 年度にわが国における過去 50 年間の「生物多様性の損失の要因」、「生物多様性の損失への対策」、「生物多様性の損失の状態」、「人

間の福利と生態系サービスの変化」に関する評価を実施し、以下のような結果を得た（図表1、図表2）。

図表1. JBO2で得られた結論

		損失の要因											
		第1の危機			第2の危機			第3の危機			第4の危機		
		生態系の開発改変	水域の富栄養化	絶滅危惧種の減少要因(第1の危機)	里地里山の管理・利用の縮小	野生動物の直接的利用の減少	絶滅危惧種の減少要因(第2の危機)	外来種の侵入と定着	化学物質による生物への影響	絶滅危惧種の減少要因(第3の危機)	気候変動による生物への影響	絶滅危惧種の減少要因(第4の危機)	
影響力の長期的傾向	過去50年～20年の間												
	過去20年～現在の傾向												
影響力の大きさと現在の傾向													

注1 表中の語句については以下のとおり。

- ・第1の危機は、開発や乱獲等人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響である。具体的には開発・改変、直接的利用、水質汚濁による影響を含む。
- ・第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響である。里地・里山等の利用・管理縮小が該当する。
- ・第3の危機は、外来種や化学物質等人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機である。
- ・第4の危機は、気候変動等地球環境の変化による生物多様性への影響である。地球温暖化の他、強い台風の頻度増加や降水量の変化等の気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化等の地球環境の変化を含む。

	要因			
	評価期間における影響力の大きさ		影響力の長期的傾向及び現在の傾向	
凡例	弱い		減少	
	中程度		横ばい	
	強い		増大	
	非常に強い		急速な増大	

注2 視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。

注3 評価の破線表示は情報が十分ではないことを示す。

注4 次表の凡例も同様。

図表 2. 生態系サービスの評価結果

		評価結果		
		過去 50 年～ 20 年の間	過去 20 年～ 現在の間	オーバーユース アンダーユース*
供給サービス	農産物	↓	↘	アンダーユース (データより)
	特用林産物	↗	↘	アンダーユース (アンケートより)
	水産物	↗	↘	オーバーユース (データより)
	淡水	-	→	オーバーユース (アンケートより)
	木材	↘	→	アンダーユース (データより)
	原材料	↘	↘	アンダーユース (データより)
調整サービス	気候の調節	-	↘	-
	大気の調節	-	→	-
	水の調節	-	↘	-
	土壌の調節	→	-	-
	災害の緩和	↗	→	-
	生物学的コントロール	-	↘	-
文化的サービス	宗教・祭り	↓	↘	-
	教育	↘	→	-
	景観	-	↘	-
	伝統芸能・伝統工芸	↘	↘	-
	観光・レクリエーション	↗	↘	-
サービス	鳥獣被害	-	↗	-

享受している量の傾向	
定量評価結果	
増加	↑
やや増加	↗
横ばい	→
やや減少	↘
減少	↓
定量評価に用いた情報が不十分である場合	
増加	↑
やや増加	↗
横ばい	→
やや減少	↘
減少	↓

注 5 表中の語句については以下のとおり。

- ・供給サービスとは食糧、燃料、木材、繊維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に貴重な資源を供給するサービスである。
- ・調整サービスとは、森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービスである。
- ・文化的サービスとは、精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会等を与えるサービスである。
- ・今次総合評価による有識者向けアンケート調査結果も考慮し、定量的な評価結果の妥当性を検討した。

出典) 環境省「JBO2 生物多様性及び生態系サービスの総合評価」(2016)

○ 生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価

平成 26 年度及び平成 27 年度に、全国的な里地里山の保全活動により維持される生物多様性の経済的な価値を、CVMにより算出した。また、平成 27 年度に、経済的価値評価の手法を環境省施策や企業の生物多様性保全に関する貢献活動の評価へ活用するための方策について検討を行った。例えば、里地里山に関する価値評価は以下のとおりである（図表 3、図表 4）。

図表 3. 里地里山の保全活動により維持される生物多様性の経済的な価値

評価対象	有効回答数 ^{注1} ／回答数	支払意思額 (1 世帯あたり年間 ^{注2})	評価額 (年間)
全国的な里地里山の保全活動により維持される生物多様性の価値	312／432	中央値 ^{注3} : 1,411 円 平均値 ^{注4} : 2,657 円	約 733 億円 約 1,380 億円

注 1 有効回答数は、抵抗回答を除いた回答数

注 2 アンケートでは里地里山を維持する取り組みが行われている間、毎年継続して支払うものとして質問した結果

注 3 統計的にYES とNO の回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持が得られるかどうかの境界値

注 4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典)環境省「平成27年度経済的手法を用いた生物多様性の価値の主流化等に関する調査検討委託業務報告書」(2015)

図表 4. 生物多様性・里地里山に対する認知度と支払意思額の関係

	生物多様性という言葉を知っているか		里地里山という言葉を知っているか		全体
	知っている	知らない	知っている	知らない	
有効回答数	167	145	99	213	312
中央値	1,705 円	1,123 円	2,021 円	1,193 円	1,411 円
平均値	2,981 円	2,286 円	3,345 円	2,359 円	2,657 円

出典)環境省「平成27年度経済的手法を用いた生物多様性の価値の主流化等に関する調査検討委託業務報告書」(2015)

【環境経済の政策研究】（環境省）

環境と経済の調和のための方策やこれを実現するための戦略的な政策を検討するため、環境保全の取組による経済発展への寄与や、経済動向による環境への影響等について調査分析している。

平成 24 年度から生物多様性及び生態系サービスの価値評価を行い、平成 26 年度は、研究成果をとりまとめ、生物多様性の価値評価に有効な手法をさらに洗練化するとともに、実証研究によってその有効性を検討した。

平成 27 年度から平成 29 年度にかけては、大雪山における野生生物他や施設整備のための利用者負担のあり方や、一部の国立公園で入域料を導入した場合の訪問者数への影響について分析を行うほか、森林の生態系サービスを対象とした生態系勘定フレームワーク構築に向けた検討を行っている。

【生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム推進（環境省）】

平成 24 年 4 月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（I P B E S）」では、「作業計画案 2014-2018」に則り各種アセスメントを推進している。

平成 28 年の第 4 回総会では、「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別アセスメント」及び「生物多様性及び生態系サービスのシナリオとモデルの方法論に関するアセスメント」について、技術報告書の受理及び政策決定者向け要約の承認が行われた。これらのアセスメントには我が国からも専門家を派遣し評価作業に貢献している。

また、I P B E S における国際的な検討を踏まえて国内の検討を充実化させることを目的として以下の取組を行っている。

- ・自然科学、社会科学の専門家から構成する検討委員会を設置し、各種の情報基盤（社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等）を活用して、国内における生物多様性・生態系サービスの評価・予測。
- ・既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備。
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（I P B E S）、地球規模生物多様性情報機構（G B I F）の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を含めた国内の知見・研究成果をインプットし、国際的な議論を主導。

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう「都市の生物多様性指標」を策定している。

平成 25 年 5 月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

不動産の省エネ・CO₂削減等に関する環境性能が、市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されるよう、有識者委員会を中心に持続的な成長性のシナリオを描いている。

平成 25 年度より環境不動産普及促進検討委員会を年 2 回開催し、ビルオーナーとテナントの省エネ・環境配慮を推進する取組であるグリーンリースについて検討を行ってきた。今年度は、グリーンリースの普及に向けた実務的な手引書「グリーンリース・ガイド」をとりまとめ、環境不動産ポータルサイトを通じて一般公開した。

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮や、民間による支援活動の拡大推進のため、農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的評価を実施するとともに、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう評価の活用のあり方を検討している。また、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、手引き及びパンフレット（農林漁業者向け、企業等向け）として取りまとめている。

平成 26 年 12 月、平成 28 年 2 月には、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウム（参加者 200 名程度）を開催した。

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

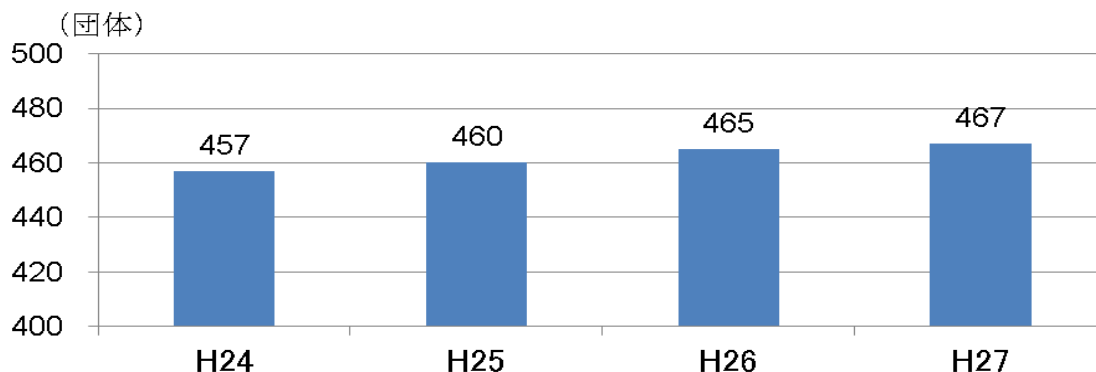
現状

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えている。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っている。経済社会の主たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続してくためにも必要である。

我が国では、国や地方公共団体が定める戦略・計画やガイドライン等において、事業者等の役割、取組の在り方などを示すとともに、事業者における先進的な取組事例や国際的動向、自然環境の状況についての基礎調査の結果等を公表することにより、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

経済界においても自発的なプログラムとして平成 22 年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、情報共有や事業者会員の取組状況等の把握が行われており、参加団体数は平成 24 年度の 457 企業・団体から平成 27 年度には 467 企業・団体になり、着実に増加している（図表 5）。これらの結果、事業者会員のうち経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成 22 年の 50%から平成 26 年には 93%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されている。

図表 5. 生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数

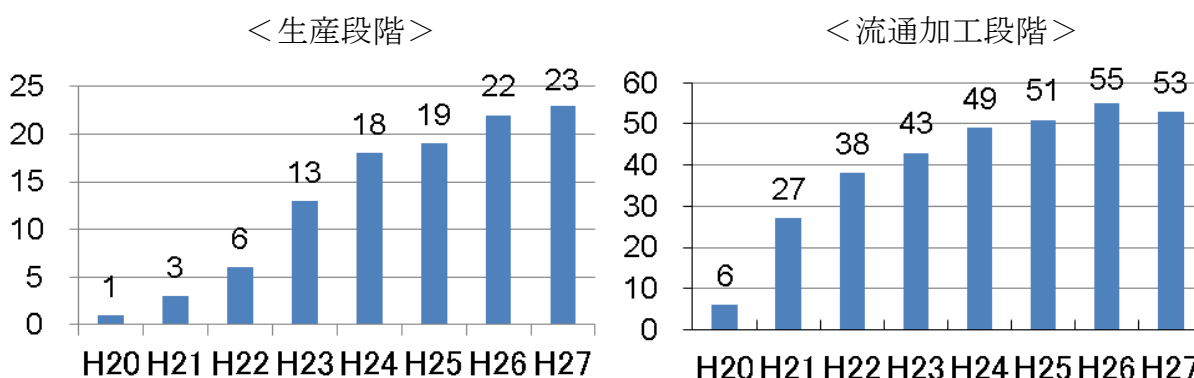


出典) 経団連自然保護協議会「生物多様性民間参画パートナーシップ事務局資料」

また、国際的には自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されている。平成 24 年(2012 年) 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な会議(リオ+20)」では、世界銀行が、自然資本の価値を国や企業の会計制度に入れることを目標とした「50:50 キャンペーン」をリオ+20 の場で発表し、多くの国や企業からの支持を得た。また、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)は、金融機関が自然資本の考え方を金融商品やサービスの中に取り入れていくという約束を示した「自然資本宣言」を提唱し、多くの金融機関が署名した。我が国の金融機関でも自然資本を含む環境に対する企業の取組を評価プロセスに組み込んだ融資が行われ始めている。

事業者の取組を促進するためには、消費者が生物多様性に配慮した商品等を選択するよう促すことも重要である。環境ラベル等を活用し、生物多様性に配慮した商品であることを示すことで消費者にとっての付加価値が生まれ、生物多様性の保全と経済の好循環が生まれる。消費者へのアプローチとしては、生きものマークや水産エコラベルなどにより材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法的な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、これらの環境ラベルについて消費者である国民に対し普及啓発を行っている。この結果、これらのラベルの認証取得数等は着実に増加しているが、総数はまだ少ないのが現状である(図表 6)。

図表 6. MEL ジャパン認証取得数



出典) マリン・エコラベル・ジャパン運営団体資料

生物多様性の保全を図るためには、開発事業の実施に当たって、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが重要であることを踏まえ、「生物多様性基本法」（平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号）第 25 条では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業において適正な配慮がなされるよう国が必要な措置を講ずるべきことを定めている。

「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月 13 日法律第 81 号）が平成 11 年に施行されて以来、同法に定める手続きを通じて大規模な開発事業の実施に際して生物多様性への配慮が行われてきたが、生物多様性基本法の成立などを踏まえ、平成 25 年 4 月からは、環境影響評価法が改正され、従来よりも事業計画の早期の段階である事業の位置・規模等の検討段階において、環境配慮を検討する配慮書手続きが導入された。

このほか、持続的利用を促進する取組として、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度（P E S : Payment for Ecosystem Services）がある。類似の仕組みである森林環境税等を導入している都道府県は 7 割（35/47）を超えている。

取組状況

<取組の方向性・枠組みの提示>

【生物多様性地域戦略の策定推進】（環境省）

地域の特性に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に資する取組が進むよう、手引きの作成・配布や支援事業により、地域戦略の策定を支援している。

平成 28 年 3 月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、39 都道府県（全 47 都道府県の約 83%）、15 政令指定都市（全 20 市の 75%）、55 市区町村（全 1,721 市区町村の約 3%）となっており、都道府県、政令指定都市では 8 割前後が策定済みとなっている。前回点検時（平成 26 年 3 月）からの伸び率は、都道府県で約 26%（31→39 都道府県）、市区町村約 59%（44→70 市区町村）である。平成 27 年 3 月には、奄美大島の 5 市町村が、全国で初めて共同で地域戦略を策定した。なお、策定の支援事業は、平成 26 年度に 25 年度からの継続事業のみ実施して終了した。

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定している。平成 24 年には C O P 10 の成果等を踏まえ同戦略の改正を行い、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。

<取組事例の紹介>

【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な取組事例の収集、情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討するもの。

平成 26 年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。

平成 27 年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国 3 カ所で開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、業界全体での取組の底上げを図るため、「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（素案）」の作成、事業者団体向けのシンポジウムの開催、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施した。

<基礎情報の提供>

【自然環境調査・整備】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、自然環境保全基礎調査等によって、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。

○ 自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、「自然環境保全法」（昭 47 年 6 月 22 日法律第 85 号）の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和 48 年度より実施している。

○ 植生調査

平成 11 年度より、従来の 5 万分の 1 植生図からより精度を上げた 2 万 5 千分の 1 植生図への全面改訂に着手している。平成 27 年度は国土の約 4 % 分の整備を完了した。平成 28 年度は、国土の約 3 % 分を整備し、これによって全国の 80 % の地域の整備が完了する予定である。概ね平成 32 年度の全国整備完了を目指している。

○ 沿岸域変化状況等調査

平成 22 年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成 26 年度は約 650 km、平成 27 年度は約 360 km の海岸域を調査し、全国の海岸のうち約 84 % を終了した。

○ いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データ

ベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。データベースを検索・閲覧出来るほか、市民参加型調査を実施する機能も備えている。

平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 630 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、「しおかぜ自然環境調査」などの市民参加型調査を実施した。

○ 重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト 1000）

全国の多様な生態系にある約 1,000 箇所の調査サイトにおいて、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を 100 年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的として、平成 15 年度から実施してきた調査である。

10 の生態系タイプで調査サイトを設置し、調査を継続している。これまで、シギ・チドリ類調査（142 サイト）ではシロチドリ等の減少傾向、里地調査（191 サイト）ではノウサギ、テン等の減少傾向や外来種の分布拡大、ガンカモ類調査（80 サイト）では様々な保全の取組によるシジュウカラガン等の増加傾向、高山帯調査（5 サイト）ではハイマツ年枝伸長量の増加傾向を検出する等、生態系の変化に係る情報が蓄積されつつある。得られた知見は随時ウェブサイト等を通じ公表するとともに、行政施策への活用促進等を目的として生態系毎に 5 年に一度のとりまとめを行っている（直近では、平成 25-26 年度に全分野でとりまとめ、公表済である）。

○ 鳥類標識調査

鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類に足輪等の標識を装着し放鳥することで個体識別を行い、再捕獲等による個体の確認情報を記録する調査。わが国では 1924 年に開始され 90 年以上にわたって実施しており、長期間のデータの蓄積が進んでいる。

1961 年以降に標識放鳥された鳥の数は 2014 年に 545 万羽を超えた。平成 26 年は 15 万羽程度を放鳥した。長期間にわたって蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、外来鳥類の分布状況の解析等にも活用されている。

【生物多様性情報の提供】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている情報をデータベース化し、広く提供している。

○ 生物多様性情報システム（J-I B I S）

J-I B I Sは、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト 1000 の成果、また調査成果等のGISデータを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。平成 26 年度は、GISデータの提供をより一層進めた。また、機能強化を図った次世

代システムの設計を行った。平成 27 年度は次世代システムに移行し、他システムとのサーバの統合を行うとともに、WebGIS 等情報提供機能の強化を行った。

○ インターネット自然研究所

全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的として公開しているシステムである。自然環境学習の教材としても利用できる。平成 26 年度は、ライブカメラの増設など、コンテンツの充実を進めた。平成 27 年度はコンテンツの充実及びユーザビリティの向上を行った。

<消費者としての国民の消費行動の転換>

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

生物多様性に対する国民理解の増進のため、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きものマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信している。「生きものマーク」の取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きものマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進している。

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を行っている。

<生物多様性及び生態系サービスの価値を踏まえた取組の推進>

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（P 7 の再掲のため、内容は省略）

【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

（P 6 の再掲のため、内容は省略）

【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

（P 6 の再掲のため、内容は省略）

c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

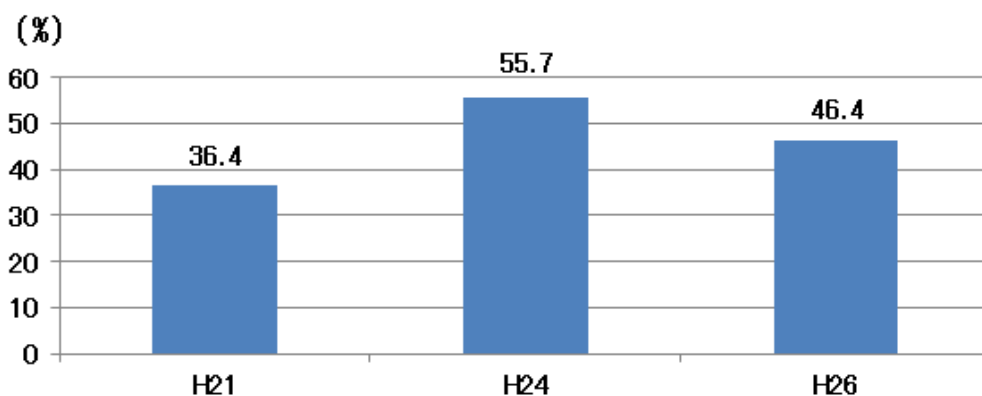
現状

私たちの日常の暮らしは生物多様性が生み出す生態系サービスに支えられており、私たちの行動と選択が、生物多様性の保全にも、損失にもつながる。このため、生物多様性の主流化には私たちが日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したり、行動へと移していくことが重要である。

このため、「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)を通じて各主体間の連携した取組を推進するとともに、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るための5つの行動を呼びかけるなど、広報・普及啓発のための取組を推進している。また、学校教育や公民館等の社会教育施設、河川、都市公園等における教育・学習・ふれあい体験等を推進している。加えて、「いきものログ」で行っているような市民参加型の調査も普及啓発に資する取組である。これらの取組を通じて、国民のライフスタイルの転換の提案等を行い、生物多様性の社会全体への主流化を図っている。

内閣府が実施した世論調査によると、「生物多様性」の言葉の認識度は平成22年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10を契機に大きく増加した(平成21年度36.4%→平成24年55.7%)が、平成26年7月の調査では46.4%となっており、減少傾向にある(図表7)。なお、環境省が実施したウェブ調査(平成19~27年度)においても同様の傾向にある(図表8)。

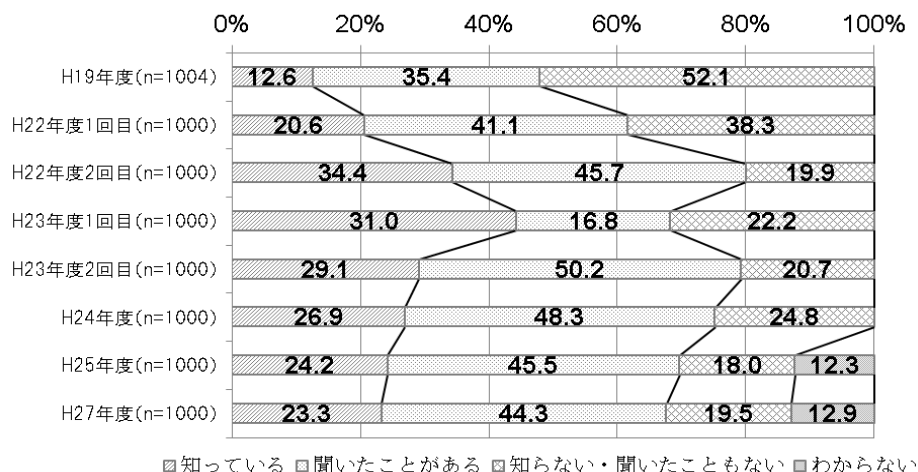
図表7. 「生物多様性」の言葉の認識度(内閣府世論調査)



出典) 内閣府「世論調査報告書平成26年7月調査『環境問題に関する世論調査』」

図表 8. 生物多様性認識度等調査経年比較結果（環境省ウェブ調査）

あなたは、「生物多様性」という言葉を知っていますか。



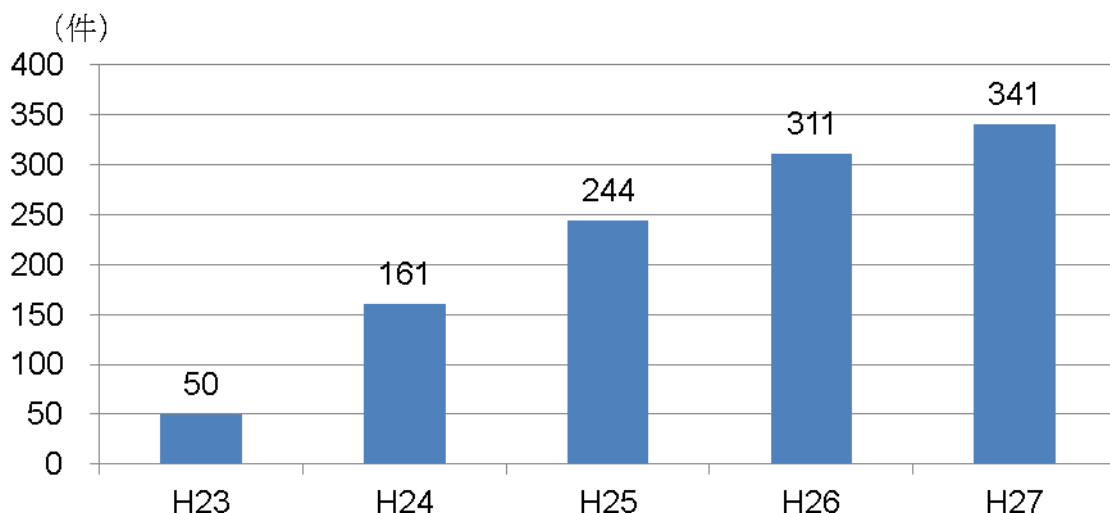
出典) 環境省「平成27年度生物多様性認識度等調査業務報告書」

平成 26 年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約 37%の人が「環境に配慮した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言える。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要である。

消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組みとして、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度がある。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが必要である。このため、環境認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者等の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどをウェブサイトで積極的に情報提供している。

また、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）は「愛知目標」の実現に向け、国民や民間団体が自分達でできるプロジェクトを宣言して参加する「にじゅうまるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトの参加件数は、プロジェクトを開始した平成 23 年度の 50 件から平成 27 年度には 341 件に大幅に増加しており、国民や民間団体における生物多様性保全に向けた主体的な取組が推進されているといえる（図表 9）。

図表9 にじゅうまるプロジェクトへの登録数



出典) 国際自然保護連合日本委員会「にじゅうまるプロジェクト事務局資料」

取組状況

<広報・普及啓発>

【地域連携保全活動の推進・「つなげよう支えよう森里川海プロジェクト」】（環境省）

地域における森里川海を豊かに保ち、その恵みを将来世代にひきつぐ取組を推進するとともに、これらの取組を国民全体で支える社会づくりを目指し、「つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト」を推進している。

平成 26 年 12 月プロジェクトチームを立ち上げ、平成 27 年 6 月にはプロジェクト推進に向けた基本的な考え方と対策の方向性を示した「中間とりまとめ」を発表した。これを受け、公開シンポジウムを開催したほか、森里川海を支えることの必要性について、国民各層の認知・理解・共感を得るとともに、森里川海に関する地域の課題や先進的な取組を共有するリレーフォーラムを全国約 50 箇所で開催、4,000 人を超える地域の方々が参加した。また、ウェブサイトやパンフレットを通じた情報発信等も併せて行った。

【「国連生物多様性の 10 年」推進事業】（環境省）

国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011 年から 2020 年までの 10 年を「国連生物多様性の 10 年（UNDB）」と定めている。これを受け、我が国では平成 23 年に愛知目標の実現に向け国内のあらゆるセクターや地域の参画・連携を推進することを目的として、国内の主要なセクターの参画を得た UNDB-J（国連生物多様性の 10 年日本委員会）を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、毎年定められるテーマに関する事業を実施・促進しているほか、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信している。平成 26 年度は、愛知県で全国ミーティングを開催したほか、全国 3 か所で地域セミナーを開催した。また、韓国で開催された生物多様性条約第 12 回締約国会

議（COP12）において、生物多様性条約事務局と共同でイベントを開催し、UNDB-Jの取組や我が国の施策を国際的に発信した。

平成27年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催したほか、UNDB-Jのこれまでの取組の成果と課題を中間評価としてとりまとめた。また、後半5年間の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて幅広く意見交換を実施した。平成28年度は、中間評価としてまとめた課題と今後の方向性をもとにロードマップを作成し、更なる取組の推進を図っていくこととしている。

<教育・学習・ふれあい体験の推進>

【自然とのふれあいの推進】（環境省）

優れた自然環境を有する自然公園等をフィールドに、生物多様性保全についての普及啓発活動を推進し、日本の自然環境のすばらしさをPRするとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報を提供している。

○ 自然とのふれあい関連行事の開催

国立公園等における自然体験活動を通じて、地域の自然に理解を示し、自然への畏敬の念及び動植物などの命の尊さや自然の恩恵に対する認識を持つよう、重点推進期間「みどりの月間（4月15日～5月14日）、自然に親しむ運動期間（7月21日～8月20日）、全国・自然歩道を歩こう月間（10月1日～31日）」を中心に広報による啓発を図るとともに、国民に自然とのふれあいの機会を広く提供している。重点推進期間中に実施した行事数は、平成26年度は186件、平成27年度は148件であった。

○ ウェブサイトにおける自然とのふれあい関連行事の掲載

より多くの国民に、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然ふれあいイベント等に関する情報収集を行い、環境省「自然大好きクラブ」ウェブサイトでの情報発信を行っている。

ウェブサイトによる自然ふれあいイベントの情報提供は、平成26年度は3,820件、平成27年度は5,724件であった。

○ 子どもパークレンジャーの実施

子どもの自然体験活動を促進するため、各地方環境事務所において「子どもパークレンジャー事業」を実施した。平成26年度は515名、平成27年度は876名の参加があった。

【都市公園等における環境教育・環境学習の推進】（国土交通省）

生物多様性の保全の重要性に係わる認識を高めるため、その普及啓発活動等の場となる都市公園の整備を図っている。具体的には、利用者・地域・学校など一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進している。

【海辺の自然学校】（国土交通省）

港湾の良好な自然環境を活かし、地域の自治体、教育機関、NPO等と連携し

て児童や親子を対象に自然体験プログラムを開催している。自然体験プログラムの開催ノウハウを、地域の自治体、教育機関、NPO等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備している。平成26年度は全国20箇所、21件の「海辺の自然学校」を開催した。平成27年度は全国21箇所、22件の「海辺の自然学校」を開催した。

【「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進】（国土交通省、文部科学省、環境省）

子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場、機会を推進している。

「子どもの水辺」登録箇所は平成26年度末現在300箇所、平成27年度末現在で302箇所となっている。

また、文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。

【環境教育の実践普及（環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業／環境教育に関する実践発表会／環境教育リーダー研修基礎講座）】（文部科学省、環境省）

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図っている。

- 環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業
米国の提唱するGLOBEに参加した。平成27年度は15校をGLOBE協力校に指定した。
- 環境教育リーダー研修基礎講座
環境教育に携わる指導者の養成のため、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催している。平成27年度は5回開催した。
- 環境教育に関する実践発表会
全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行っている。

【公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム】（文部科学省）

地域における様々な現代的課題の解決を図るために、地域の社会的資源であり、教育や福祉の増進、地域産業振興など「人づくり」に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育施設の活性化を通して、地域の人的資源や物的資源の発掘による地域力再生のための実証を伴う先進的支援プログラムの開発を委託実施するものである。

事業は平成25年度から開始し、平成26年度は95団体（継続83団体、新規12団体）と委託契約を締結し、事業を実施した。公民館関係者等関係団体間の連携強化につながったほか、公民館がESDの視点で活動を見直す契機となった。な

お、本事業は公開プロセス等の結果等も踏まえ、平成 26 年度をもって廃止した。

【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施した。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省CO₂化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行った。本事業は平成 9 年に開始し、平成 26 年度は 80 校を、平成 27 年度は 47 校をモデル校として認定（平成 28 年 3 月現在、計 1,611 校）。

<市民参加型調査の実施>

【生物多様性情報の提供】（環境省）

○ いきものログ

（P 10 の再掲のため、内容は省略）

<消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組み>

【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

（P 12 の再掲のため、内容は省略）

【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

（P 12 の再掲のため、内容は省略）

重点検討項目②：生物多様性保全と持続可能な利用の観点から見た国土の保全管理と生態系サービスの利用

生物多様性の保全と持続可能な利用の観点から国土の保全管理を進めるためには、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けて、国土全体にわたって生物多様性の保全上重要な地域や脆弱な自然環境の保全、都市の緑地の保全を図るとともに、過去に損なわれた生態系等の自然環境の再生を推進する必要がある。

また、将来にわたって自然からの恵み（＝生態系サービス）を享受することができるよう、生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等を促進する必要がある。

このような観点から、以下の a)、 b) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組
- b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

(1) 環境基本計画における施策の基本的方向

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、国土のストックとしての価値を増大させていくとともに、国土から生み出される生態系サービスを持続可能なかたちで利用していくことが必要である。

東日本大震災の経験から、自然が恵みと脅威の二面性を有することを認識しながら、持続可能な農林水産業の復興により、失われた生物多様性の回復・維持等を図るとともに、本来生態系が有するレジリエンスの強化を通じて国土全体にわたって自然の質を着実に向上させるなど、我が国の自然的社会的特性に応じた自然共生社会の実現を目指す。

同時に、循環型社会、低炭素社会の構築に向け、生物多様性、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減、地球温暖化の問題の相互の関係をとらえ、奥山地域から都市地域に至るまで、統合的な取組を進める。

(2) 現状と取組状況

国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組として、生物多様性の保全上重要な地域の明確化、各種保護区の指定など重要地域の保全に関する取組、自然再生や新たな緑地の創造に関する取組、良好な水環境を保全するための取組が行われている。

生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組では、グリーンインフラや気候変動への適応などについての検討や、生物多様性に配慮した農林水産業に関する各種取組がみられる。

a) 国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性の保全上重要な地域等の保全・再生に向けた取組

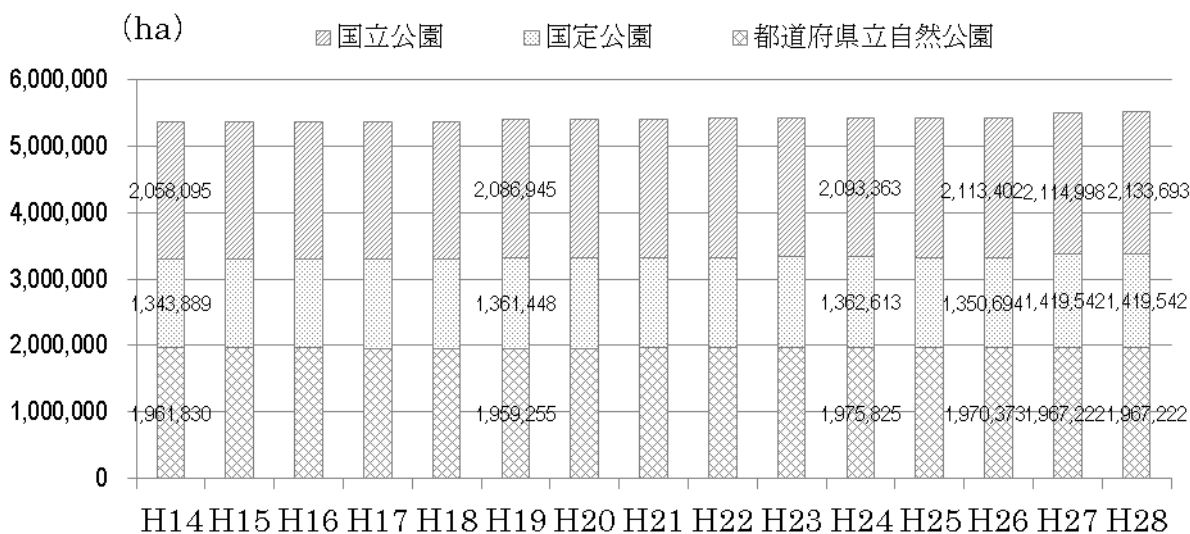
現状

生態系ネットワークの形成を進めるためには、ネットワークの核となる優れた自然環境を有する地域を適切に保全し、これらを有機的につなぐことが重要である。また、流域全体の生態系管理の視点に立ち、さまざまなスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進めることとし、プロジェクトを推進している。

我が国においては、生物多様性の保全上特に重要な地域を法令に基づき指定し、管理を行っている。

国土の 14%以上の面積をカバーしている国立・国定公園などの自然公園は全国レベルの生態系ネットワークの核として重要な役割を担っている。自然公園では、三陸復興国立公園、吉野熊野国立公園及び西表石垣国立公園の区域拡張や、京都丹波高原国定公園の新規指定などにより、指定面積が増加している（図表 10）。国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林を対象に、厳格な保護・管理を行う「保護林」の面積が増加している。また、名勝・天然記念物・文化的景観や都市の緑地の保全面積も増加している（図表 11）。

図表 10. 自然公園の面積（国立公園・国定公園・都道府県立自然公園）



注 平成 28 年度のデータは平成 28 年 4 月 15 日時点のもの。

出典) 環境省「自然公園面積総括表」

また、国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化するため、生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地を選定する取組が進められている。

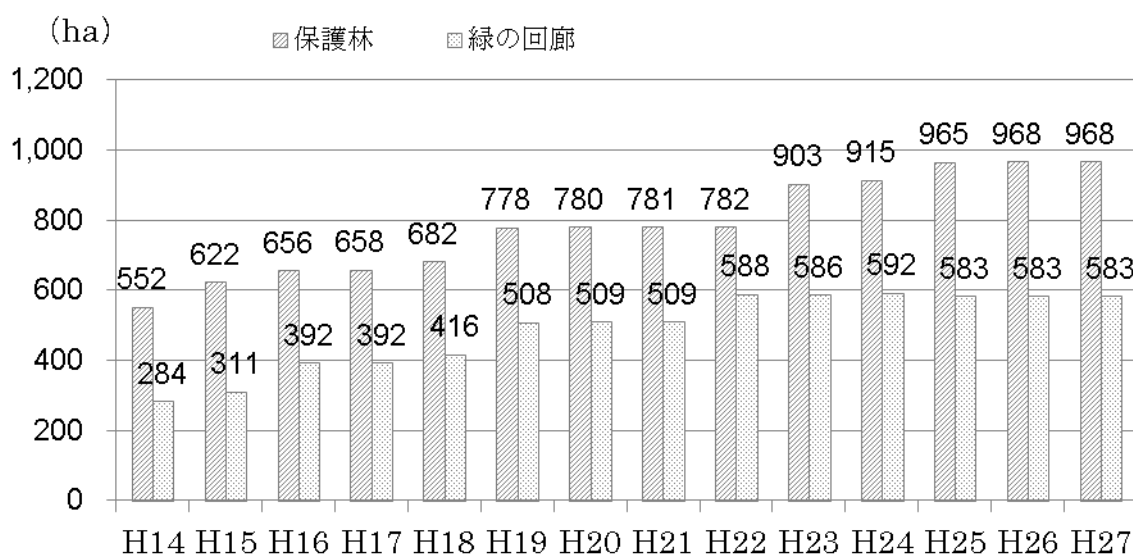
生態系ネットワークの形成に向けては、過去に損なわれた生態系などを取り戻す自然再生も重要な取組である。全国の国立公園・国定公園等では、19 地区（うち環境省直轄は7地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。また、社会資本整備に伴う取組として、湿地の再生や干潟の再生といった取組も進められている。

人の働きかけを通じて形成されてきた里地里山・田園地域も生物多様性保全上重要な地域である。また、農業生産基盤の整備において生態系ネットワークの保全に向けた整備箇所が着実に増加しており、生物多様性に配慮した農業生産基盤の整備が進んでいる。

都市地域においては、生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定が進められている。河川においては、多自然川づくりを基本とし、自然な河岸・水際部の形成、水際部の植生回復等生物の生息・生育環境の保全・創出等を考慮した水辺の再生を実施するとともに、生態系ネットワークの形成を推進している。

生態系の健全なつながりを確保する上で、良好な水環境を保全することも重要であり、水質基準の検討、海域の物質循環健全化、下水道の整備などの取組が進められている。

図表 11. 国有林野の保護林・緑の回廊面積



出典) 農林水産省資料

<関連する指標の動向>

指標など	H25	H26	H27	H28 (4.15時点)	単位) 備考
自然公園の面積	5,431,321	5,434,469	5,501,762	5,520,457	ha) H26→28 伸び率 1.6%
国有林野の保護林面積	965	968	968	-	千 ha) H25→27 伸び率 0.3%
自然的名勝指定総数	159	165	169	-	件) H25→27 伸び率 6.3%
天然記念物指定総数	1011	1013	1021	-	件) H25→27 伸び率 1.0%
重要文化的景観選定総数	43	47	50	-	件) H25→27 伸び率 16.3%
都市域における水と緑の公的空間確保量	12.9	-	-	-	m ² /人) H26 以降データ更新中
緑の基本計画策定済み市町村数	669	673	-	-	件) H25→26 伸び率 0.6%
生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所	1,824	1,937	2,030	-	箇所) H26→27 伸び率 4.8%

取組状況

<生態系ネットワークの形成に向けた取組>

【国土レベルでの生態系ネットワークの形成に向けた生物多様性保全上重要な地域の明確化（生物多様性保全上重要な里地里山・重要海域・重要湿地）】（環境省）

生物多様性の保全の核となる地域を有機的につなぐことにより、国土の生態系の骨格となる生態系ネットワークを構築するにあたり、生物多様性の保全上、重要な生息・生育地等を明らかにすることが有効である。

このため「生物多様性保全上重要な里地里山」を 500 箇所選定し、平成 27 年度に環境省のウェブサイトで公表した。

また、海域については、生物学的生産性や多様性、また生態系の唯一性や脆弱性等に注目し、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を抽出し、平成 28 年に発表した。

湿地については、平成 26 年度、平成 27 年度に「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」の抽出作業及び公表に向けた地方公共団体等との調整を行い、平成 28 年度に発表した。

【多自然川づくりの推進および広域的な生態系ネットワークの形成】（国土交通省）

すべての川づくりのプロセスにおいて、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する「多自然川づくり」を推進した。また、流域における多様な主体と連携しながら、河川を軸とした広域的な生態系ネットワークの形成の推進を図るため、湿地等の保全・再生や、河川と流域との連続性を確保するための魚道整備等の自然再生事業に取り組んだ。

【地域連携保全活動の推進（「つなげよう森里川海プロジェクト」）（環境省）

（P15の再掲のため、内容は省略）

<重要地域の保全に関する取組>

【国立・国定公園の保全及び活用の推進】（環境省）

風景の保護だけでなく、生物多様性の保全にも寄与する保護地域の指定を進めるため、平成19～22年にかけて、自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化を踏まえ、全国の自然の資質を再評価して、国立・国定公園の新規指定又は大規模拡張を検討する候補地を抽出する「国立・国定公園総点検事業」を実施し、平成22年10月に18地域の候補地を公表した。その結果に基づき、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張を進めている。

平成26年度は、南三陸金華山地域を三陸復興国立公園に編入した。

平成27年度は、「熊野枯木灘」を吉野熊野国立公園に編入した。また、「由良川及び桂川上中流域」を京都丹波高原国定公園として新規指定した。

平成28年度は、西表島のほぼ全域の国立公園化をはじめとした西表石垣国立公園の区域拡張を行った。

現在、国立公園の新規指定の候補地である「やんばる」において、やんばる国立公園（仮称）の指定を目指し作業を進めている。

さらに、多様な地形・地質は生物多様性の基盤であることから、平成25年度より、国立公園とジオパークの重複地域において、両者の連携を図るため、保全活用計画の策定に向けた取組の支援やシンポジウム等の開催を行っている。

【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

各地域の風致の多様性や生物の多様性の核となるような文化的価値の高い自然地域、動物、景観地等を天然記念物・名勝として指定するほか、地方公共団体等の史跡等保存管理計画策定事業・保存整備事業・公開活用事業に対し、国庫補助を実施している。

適切な保護措置が講じられている重要な文化的景観を、重要文化的景観として選定し、地方公共団体の調査事業、文化的景観保存計画策定事業、重要文化的景観の修理・修景を行う整備事業に国庫補助を実施している（図表12）。

図表12. 名勝、天然記念物、文化的景観の指定・選定状況

区分	平成26年度	平成27年度	全国合計
自然的名勝	6件指定 (該当5県)	4件指定 (該当4県)	169件 (対H25年6.2%増)
天然記念物	2件指定 (該当2県)	8件指定 (該当6県)	1,021件 (対H25年1.0%増)
重要文化的景観	4件選定	3件選定	50件 (対H25年16.2%増)

【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

国有林野において、原生的な森林生態系や希少な野生生物が生育・生息する森林については、「保護林」に設定し、厳格な保護・管理を行っている。また、野生生物の移動経路を確保し、「保護林」を中心としたネットワークを形成する「緑の回廊」を設定するとともに、生育・生息状況の把握等を通じて国有林野内の希少な野生生物の保護を進めている。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保することにより、きめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めている。

国有林野において設定されている「保護林」や「緑の回廊」は、平成 27 年 4 月現在、「保護林」は約 97 万 ha、「緑の回廊」は約 58 万 ha となっている。

これら「保護林」等について、モニタリング調査を実施し、適切な保護・管理や区域の見直しを推進するとともに、外来生物への対策が必要な保護林において、外来生物の駆除、侵入防止のための予防措置についての調査等を実施した。溪流等と一体となった森林については、その連続性を確保し、森林生態系ネットワークの形成を推進した。

【都市公園等、都市における緑地による生態系ネットワークの形成を促進】（国土交通省）

都市における水と緑のネットワーク形成を推進するため、都市に残された緑地や都市近郊の比較的大規模な緑地の保全を推進するとともに、多様な主体が参画した緑地の保全等により都市の緑地の一層の保全を推進している。

平成 26 年度には、都市公園等整備面積が 1,366ha、特別緑地保全地区の指定面積が 57ha 増加し、拠点となる緑地の保全・創出・再生を進めるとともに、都市における生態系ネットワークの形成を促進した。

<農林水産業に関する取組>

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）

農業・農村がもたらす美しい自然環境、保健休養・やすらぎ、伝統文化等を次世代に継承し、このような多面的機能による便益を国民が広く享受できるよう、農業用排水施設等の整備に際して、地域の合意形成と地域住民の参画を得ながら、豊かな生態系とそのネットワークの保全・再生や、良好な景観の形成を推進している。

農業用排水路の整備にあたり生物の生息環境に配慮した構造とするなど、生態系に配慮した農業生産基盤の整備を実施し、生態系のネットワークの保全に向けた整備箇所が平成 24～27 年度に全国で約 440 箇所増加した。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

海洋保護区の検証、普及・対外発信及び希少海洋生物の実態調査を行うことにより、生物多様性に配慮した漁業を推進している。

平成 25 年度、平成 26 年度では国内外における海洋保護区の事例を複数調査し、

平成 27 年度は、これまで調査を行った事例の中から 2 事例を選定し、地域特性に応じた管理体制、海洋保護区の効果等について総合的に検証した。また、日本型海洋保護区に関する普及・啓発のため、日本型海洋保護区の事例及び効果を整理したパンフレットを作成し、都道府県の水産部局に加え、環境部局、民間団体等への配布を行った。

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

河川・湖沼においては、都市化に伴う漁場環境の悪化による漁獲量の減少、疾病の発生や外来魚・カワウによる被害の増加による淡水魚の漁獲の減少、ウナギの養殖用種苗となる天然ウナギの稚魚の減少といった問題に直面しており、これらを解決するための調査・技術開発や漁業関係者の取組を促進することで、在来魚漁獲量やウナギ生産量の維持・回復を図る。

平成 26 年度までオオクチバス等外来魚のより効果的な駆除技術を開発し、平成 27 年 3 月に「誰でもできる外来魚駆除」として、マニュアルをとりまとめ、漁協等の関係機関に配布・普及を図った。

平成 27 年度から「鰻来遊・生息状況調査事業」及び「河川流域等外来魚抑制管理技術開発事業」、平成 28 年度から「河川及び海域での鰻来遊・生息状況調査」及び「効果的な放流手法検討事業」に着手した。

【地域連携推進等対策】（農林水産省）

国有林野において、地域の自然環境保全や自然再生のため、地域住民や自然保護団体などと協働して、森林の整備・保全を推進している。

これまで、多様な主体の連携による森林の整備・保全活動として、それぞれの地域や森林の特色を生かした効果的な森林管理を行うため国有林野にモデルプロジェクトを設定したほか、世界自然遺産や日本百名山など来訪者が多く植生の荒廃等が懸念される国有林野において、森林保護員（グリーン・サポート・スタッフ）を配置し巡視やマナー啓発活動を行った。

<自然再生や新たな緑地の創造に関する取組>

【自然再生事業】（環境省）

生態系サービスを生み出す基盤となる自然環境を維持・回復し、その恵みを享受できる地域社会を創りあげていくことが必要との観点に立ち、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号）に基づき、国立公園、国定公園等において行う、失われた自然を積極的に再生する自然再生事業を行っている。

全国 12 地区（うち環境省直轄は 7 地区）で、湿原や森林生態系、サンゴ群集等の再生を図っている。自然環境の再生状況をモニタリングし、その結果を事業に反映させる順応的な方法により進めており、また自然環境学習の場としての活用も積極的に行っているところ。

熊本県阿蘇地域では、面積の減少や荒廃が進み、景観や草原生態系における生物多様性の劣化が生じている草原環境を再生し、次世代へ引き継いでいくための

取組を進めているほか、宮城県伊豆沼・内沼では、水鳥・渡り鳥をはじめ、在来魚貝類等多様な生物が生息・生育する湖沼の生態系や、地域の生活と共存した湿地環境の再生を目指し、生態系にとって良好な自然環境の修復等に向けた取組を進めている。

【港湾緑地の整備・浚渫土砂等を有効活用した自然環境の回復】（国土交通省）

多様な生物の生息・生育空間であり、地域住民が自然に親しめる港湾緑地を形成するため、生態系に配慮し、緑地、広場、休憩所等の施設の整備を行っている。

また、港湾や開発保全航路の開発に伴い発生する浚渫土砂等を有効活用し、徳山下松港での干潟の再生や、東京湾、大阪湾において青潮の原因となる貧酸素水塊の発生源と考えられている深堀跡への埋め戻しを実施し、良好な自然環境の回復を推進している。

<良好な水環境を保全するための取組>

【水質環境基準の検討】（環境省）

海域及び湖沼において、底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生することを目的に、環境基準としての底層の溶存酸素量について検討を行い、平成 28 年 3 月に「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示 59 号）を改正し、底層溶存酸素量を環境基準に追加した。

【総量削減状況等モニタリング及び第 8 次水質総量削減の実施に向けた検討】（環境省）

広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、流入する河川流域の発生負荷量や海域への流入負荷量を把握するとともに、水質改善状況との関係を解析することにより、総量削減の実施状況及び効果の把握を行っている。

また、CODについては昭和 54 年から、窒素・りんについては平成 13 年から汚濁負荷量の総量削減対策（工場・事業場に対する排出総量規制など）を継続的に実施している。

平成 26 年度には、指定水域における水環境の状況変化や水質汚濁メカニズムの解析を行い、平成 27 年度には、水環境状況の評価及び水質将来予測を実施した。それらの結果を踏まえて、中央環境審議会の意見を聴きつつ「第 8 次水質総量削減の在り方」について検討を進め、平成 27 年 12 月に中央環境審議会より答申がなされた。

その後、総量規制基準の設定方法について検討を行うなど、第 8 次総量削減に向けた検討を進めている。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

下水の高度処理、合流式下水道の改善、普及促進等により水環境の改善を図っている。流域別下水道整備総合計画の策定・見直しを進め、これに基づく下水処

理施設における高度処理を推進しているほか、下水道の普及促進や合流式下水道の改善対策等を推進している。

【漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業】（環境省）

海洋ごみ、特にプラスチックごみは、海洋及び沿岸の生物と生態系に直接影響し、潜在的には人間の健康にも影響し得ることが懸念されているところ、海洋ごみ対策の推進のためには、海洋ごみの実態把握が不可欠である。そのため、プラスチックごみを含む海洋ごみについて、その分布状況及び含有・吸着する化学物質に関する実態把握調査を継続して実施している。

b) 生態系が有する防災・減災機能の活用や再生可能エネルギーの利用、生物多様性に配慮した農林水産業の振興等の生態系サービスの持続的利用を促進するための取組

現状

私たちの暮らしを支える生物多様性がもたらす生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するためには、多様な主体がそれぞれの立場で、その恩恵を自覚し、持続的利用に取り組むことが重要である。

東日本大震災の経験から、生態系サービスの一つとして生態系の有する防災・減災機能が着目されている。自然生態系は、海岸林が津波被害を軽減する、森林が土砂の崩壊等を抑制するなどにより防災・減災機能を有する。これをうまく活用することで、社会コストを抑えて効果的・効率的な防災・減災対策を検討できる可能性がある。また、従前から存在していた生態系を利用するため、地域の生物多様性へ及ぼす影響が少なく、平時にも生態系サービスを得ることが可能であるため地域の観光や農林水産業等の産業へ及ぼす影響も少ないと考えられている。「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号。以下「国土強靱化基本法」という。）に基づく「国土強靱化基本計画」（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）においても、「海岸林、湿地等の自然生態系が有する非常時（防災・減災）及び平常時の機能を評価・検証し、各地域の特性に応じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進する。」が盛り込まれている。防災・減災機能を含め、生態系サービスを持続的に享受するためには、土地利用、集落の在り方などを一体的に検討し、社会全体のレジリエンスを高めることが必要である。三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクトは「森・里・川・海のつながりを強める」を基本方針の一つに掲げており、そのモデル的な取組として位置づけられる。

社会資本整備においては、これまでも、自然の営みを視野に入れ、また、地域特性に応じてそれが有する防災・減災機能を活用することにより、自然と調和しながら、生物多様性保全や持続可能な利用の観点からの国土保全に向け、取組みを進めてきたところである。近年、土地利用において自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を十分に活用していくことにより自然環境・経済・社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環

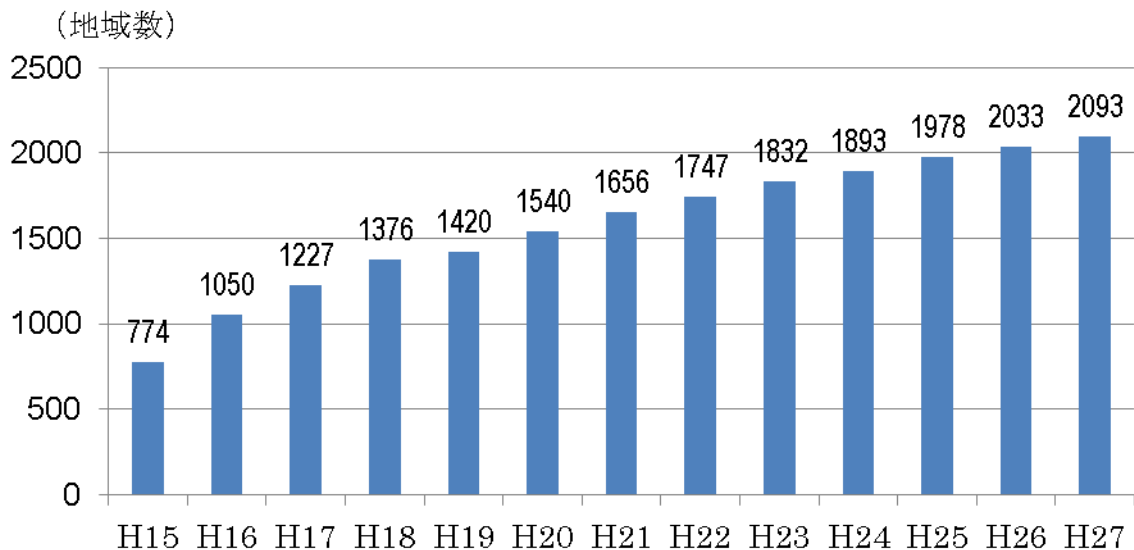
として進めていこうとする「グリーンインフラ」の取り組みが欧米等で進められており、国内でも平成 27 年に改訂された「国土形成計画」（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）、「国土利用計画」（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）及び「社会資本整備重点計画」（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）において、社会資本整備や土地利用を考える際に、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用するグリーン・インフラストラクチャーの取組を推進することが盛り込まれた。

生態系から得られるバイオマスの持続的な利用は、気候変動の緩和に加え、人工林の間伐、里山林の管理、水辺における草刈り及び二次草原等における採草などによって生じるバイオマスを利用することで豊かな生物多様性の保全にも資するものである。「バイオマス活用推進基本法」（平成 21 年 6 月 12 日法律第 52 号）に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、平成 22 年度の 1 市町村から平成 27 年度は 32 市町村となっている。

農業では、農業生産基盤の整備において田園自然環境の創造に着手した地域数やエコファーマー累積新規認定件数が着実に増加している（図表 13）。漁業では、漁業者等による資源管理計画数が平成 23 年度から比べ大きく伸びている。また、生態系の保全にも配慮した持続可能な生物資源の管理と流通を進める各種認証制度（S G E C、F S C、M S C、N E L）は拡大しており、生物多様性に配慮した農林水産業の取組が進んでいる状況が把握された（図表 14）。

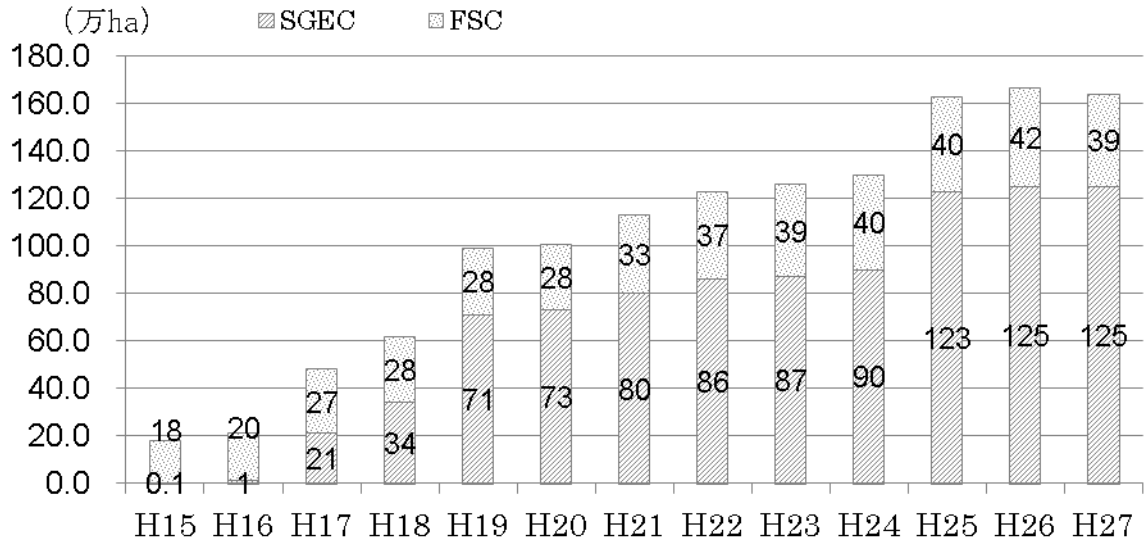
木材の需給量については、需要量に対する国産材供給量の割合が増加し、平成 24 年には 3 割近くに達している（図表 15）。

図表 13. 田園自然環境の創造に着手した地域数



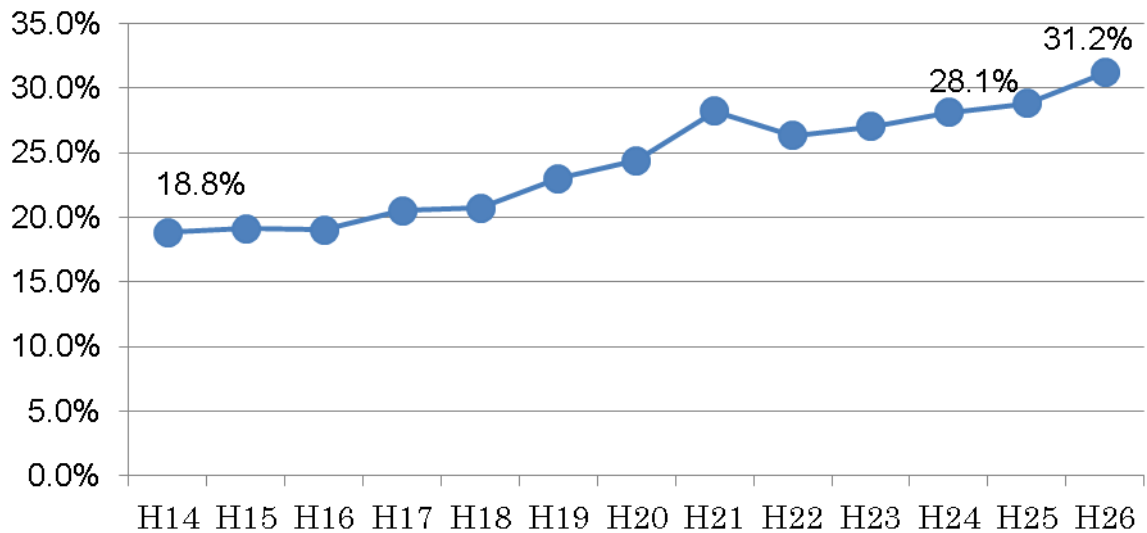
出典) 農林水産省資料

図表 14. 国内の森林認証面積



出典) 「緑の循環」認証会議 (SGEC) 資料、森林管理協議会 (FSC) 資料

図表 15. 木材需給割合 (国産材供給量/需要量)



注1 この木材需給割合には、しいたけ原木及び燃料材を含む。

注2 平成 26 年度より燃料用チップを新たに計上。

出典) 農林水産省「木材需給表」

<関連する指標の動向>

指標など	H25	H26	H27	単位) 備考
市町村バイオマス活用推進計画の策定数	25	31	32	市町村) H25→27 伸び率 28%
田園自然環境の創造に着手した地域数	1,978	2,033	2,093	地域) H25→27 伸び率 5.8%
エコファーマー累積新規認定件数	278,540	286,178	292,373	件) H23→25 伸び率 12.7%
漁業者による資源管理等計画数	1,694	1,793	-	件) H25→26 伸び率 5.8%
国内森林認証面積(SGEC)	123	125	125	万 ha) H25→27 伸び率 1.6%
国内森林認証面積(FSC)	40	42	39	万 ha) H25→27 伸び率 ▲2.5%
MEL ジャパン認証取得数(生産段階)	19	22	23	件) H25→27 伸び率 21.1%
MEL ジャパン認証取得数(流通加工段階)	51	55	53	件) H25→27 伸び率 3.9%
国内漁業認証取得数(MSC)	2	2	2	件) H25→27 伸び率 0.0%
木材需給表(国内生産供給量)	22	24	-	百万m ³) H25→26 伸び率 9.1%
木材需給表(需要量)	75	76	-	百万m ³) H25→26 伸び率 1.3%

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、生態系サービスにも影響が生じることが懸念されており、その影響に対する適応への取組が求められている。

取組状況

<防災・減災に関する取組>

【社会資本整備における「グリーンインフラ」の推進】 (国土交通省)

国内外におけるグリーンインフラに係る最新の状況や知見を収集し、課題の整理や今後の方向性について検討を行うとともに、新たな国土形成計画（全国計画）、第5次国土利用計画（全国計画）及び「社会資本整備重点計画」（いずれも平成27年閣議決定）にグリーンインフラの概念を盛り込んだ。

国土交通省による社会資本整備において、自然環境が有する多様な機能を活用する取組を実施した。具体事例は下記のとおりである。

- ・全ての川づくりにおいて多自然川づくりを引き続き推進するとともに、海岸においては、津波が堤防を越えた場合に堤防が壊れるまでの時間を遅らせることで、避難時間を稼ぐなどの減災効果を有する「緑の防潮堤」の整備を推進。
- ・都市の防災性向上を図るため、密集市街地等において延焼防止等の機能を有する公園緑地の整備等を実施。

【生態系の有する防災・減災機能の活用】 (環境省)

国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画において、自然生態系を積極的に活

用した防災・減災対策を推進することが位置づけられたことを受け、環境省では自然と共生した効果的・効率的で持続可能な防災・減災の推進に資するため、平成 26 年度より有識者検討会を設置し、平成 28 年 3 月に「生態系を活用した防災・減災に関する考え方」をとりまとめた。

【三陸復興国立公園を核としたグリーン復興プロジェクト】（環境省）

平成 24 年 5 月 7 日に策定した「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」に基づき、三陸復興国立公園の創設、長距離海岸トレイル（みちのく潮風トレイル）の設定、地震・津波による自然環境への影響の把握などのグリーン復興プロジェクトを実施することにより、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興に貢献するために必要な事業を実施している。

みちのく潮風トレイルについては、平成 28 年 3 月までに約 370km の路線が開通した。また、平成 24 年度から浄土ヶ浜や気仙沼大島等の施設を順次復旧させ、平成 26 年 5 月に震災メモリアルパーク中の浜を供用開始、7 月に種差海岸インフォメーションセンターを供用開始した。今後は、情報発信拠点となるトレイルセンターや多言語に対応した標識の整備をはじめ、平成 28 年 10 月に南三陸・海のフィールドミュージアム、平成 29 年度に石巻・川のフィールドミュージアムの供用開始に向けた整備を行う。

なお、すでに供用を開始している震災メモリアルパーク中の浜は「自然の脅威や震災の記憶を後世に伝える場」として整備され、震災発生時の状況を解説する震災語り部ガイドを実施するなど、防災教育等につながる取組も併せて行っている。

また、岩手・宮城・福島県内の 6 地域を対象に、平成 24 年度から平成 26 年度まで復興エコツーリズム推進モデル事業を実施し、この成果や課題を踏まえ、地域の自立的・継続的な取組となるよう、平成 27 年度に推進体制の構築、エコツアーの商品化及び情報発信の強化などの検討を行った。

【気候変動の影響への適応計画の策定】（環境省）

気候変動による影響は、我が国において年平均気温の上昇や降水量の変化など様々な気候の変化、海面水位の上昇、海洋の酸性化などが生ずる可能性があり、自然生態系や災害、食料、健康などの様々な面で影響が生ずることが予想されていることから、その影響への対処（適応）について、政府全体の「気候変動の影響への適応計画」（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）が策定された。

生物多様性分野における適応に関しては、平成 26 年度に、12 名の学識経験者からなる「生物多様性分野における気候変動の適応に関する検討会」を開催し、その検討を踏まえ、平成 27 年 7 月、「生物多様性分野における気候変動への適応についての基本的考え方」と「当面の具体的取組」をとりまとめ公表した。これらは、上記の適応計画に反映されている。平成 27 年度には、基本的考え方を説明したパンフレットを作成した。

<再生エネルギーの利用に関する取組>

【里地里山等地域の自然シンボルと共生した先導的な低炭素地域づくり】（環境省）

第四次環境基本計画の目指す持続可能な社会＝「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合的に達成された社会の実現を目的として、地域の再生可能エネルギーの導入や一層の省エネの促進等の取り組みについて、基礎情報の整備や関係者を巻き込んだ事業化に向けた検討の支援、事業化に当たっての設備導入に対する支援等を行い、地域資源を最大限活用した自立的・持続的な低炭素化地域の創出を図るもの。特に当該施策については、里地里山等の保全活動と低炭素化をセットで行う。

具体的には、里地里山等の地域社会と密接に関わる自然環境を有する地域において、再生可能エネルギーの導入等の低炭素地域づくりのための設備導入に向けた調査の実施及び計画の策定に対して、平成 26 年度は 10 件、平成 27 年度は 2 件に対して、必要な経費を支援した。

<生物多様性に配慮した農林水産業の振興に関する取組>

【「農林水産省生物多様性戦略」に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

（P 9 の再掲のため、内容は省略）

【環境との調和に配慮した農業農村整備事業等の推進】（農林水産省）

（P 24 の再掲のため、内容は省略）

【環境保全型農業直接支払交付金】（農林水産省）

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等を支援する環境保全型農業直接支払交付金は開始 5 年度目となり、取組面積は 76,863ha（平成 27 年度）で前年度に比べて 19,119ha と大幅な増加が見込まれているところ（平成 28 年 1 月末時点）。

また、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコファーマーについて、累積新規認定件数は毎年着実に増加し、平成 26 年度末は 292,373 件となったところ。加えて、農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「環境と調和のとれた農業生産活動規範」について、当該規範に基づく点検の要件化等補助事業への関連付けを行い、平成 26 年度は 40 事業に関連付けたところ。

【多面的機能支払交付金】（農林水産省）

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 26 年 6 月 20 日法律第 78 号）に基づき、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域の共同活動に対して、以下に示す農地維持支払と資源向上支払から構成される多面的機能支払交付金により支援している。

○ 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援する。

○ 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援する。

平成 26 年度は、農地維持支払は全国約 196 万 ha の農用地を対象に約 2 万 5 千組織、資源向上支払は全国約 179 万 ha の農用地を対象に約 2 万 1 千組織が活動を実施し、地域資源の適切な保安全管理に向けた取組が行われている。

平成 27 年度（平成 28 年 1 月末時点）は、農地維持支払は全国約 218 万 ha の農用地を対象に約 2 万 8 千組織、資源向上支払は全国約 193 万 ha の農用地を対象に約 2 万 3 千組織に取組が拡大しており、地域資源の適切な保安全管理に向けた取組が行われている。

【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（P 7 の再掲のため、内容は省略）

【多様で健全な森林の整備・保全を通じた森林の多面的機能の持続的発揮】（農林水産省）

生物多様性の保全に資する森林施業の方針等について記述している「森林・林業基本計画」（平成 28 年 5 月 24 日閣議決定）及び「全国森林計画」（平成 25 年 10 月 4 日閣議決定）に基づき、多様で健全な森林の整備及び保全を推進し、山地災害の防止や生物多様性の保全などの森林の多面的機能の持続的発揮を図っている。

具体的には、森林整備事業等により育成複層林への移行や長伐期化等を推進し、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置された、多様で健全な森林の整備及び保全を行うことで、生物多様性の保全や山地災害の防止などの森林の有する多面的機能の発揮に貢献している。

【水産環境整備事業・水産多面的機能発揮対策事業】（農林水産省）

海域環境に応じた手法による藻場・干潟の保全・造成を推進するとともに、漁業者を中心とする多様な担い手によって食害生物の駆除、遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の拡散・移植及び漁場の耕うんなどの維持管理活動を推進している。具体的には、次の事業を実施した。

- ・水産環境整備事業：平成 25 年度は藻場・干潟の造成を 1,779ha 実施した。
- ・水産多面的機能発揮対策事業：平成 26 年度において藻場・干潟の保全に取り組む全国 910 の活動組織に対して活動にかかる経費を支援。

【生物多様性に配慮した漁業推進事業】（農林水産省）

（P24の再掲のため、内容は省略）

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

（P25の再掲のため、内容は省略）

【里海の創生】（環境省）

人間の手で管理がなされることにより生産性が高く豊かな生態系を持つ「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境の実現を目指し、藻場・干潟等の拡大や地域における里海づくり活動の推進を図っている。

平成26年度は、各地の里海づくりに関する実施数を把握するとともに、情報・事例を収集・整理した。また、藻場・干潟の分布状況を効率的に把握するための調査手法を検討した。

平成27年度は、平成26年度に収集・整理した各地の里海づくりに関する情報・事例を環境省ウェブサイト「里海ネット」に掲載し情報発信した。また、瀬戸内海東部における藻場・干潟の分布状況調査及び解析等を行った。

<その他生態系サービスの持続的利用を促進するための取組>

【名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討】（環境省）

「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月28日閣議決定）の国別目標「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年（2015年）までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す」及び主要行動目標「可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも平成27年（2015年）までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置や普及啓発等の実施により名古屋議定書の義務を着実に実施する」を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、議定書に対応する国内措置を実施するために、関係省庁による国内措置検討、有識者による国内措置実施等に関する意見のとりまとめ、説明会、ウェブサイト等による普及啓発、国内措置の実施に必要な各国制度の情報収集・情報提供、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施している。

「生物多様性国家戦略2012-2020」の国別目標及び主要行動目標を踏まえ、可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、平成27年（2015年）までに国内措置を実施することを目指して、平成26年3月に有識者からなる「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」で国内措置のあり方に関する報告書を取りまとめた後に、関係者の意見を踏まえ、関係省庁による国内措置検討を進めてきたが、平成27年（2015年）中には名古屋議定書の締結には至らなかった。また、国内措置の検討にあわせて、説明会等による普及啓発（平成27年度は勉強会を4回（参加者各50名程度）、シンポジウムを2回開催（参加者各100名程度））、国内措置の実施に必要な各国制度の情報収集・情報提供（各国制度の暫定訳を環境省ウェブサイトに公開）、国内外における遺伝資源利用に関する情報収集等を実施した。

【海洋における炭素固定（ブルーカーボン）について調査・研究の推進】（国土交通省）

平成 21 年 10 月に国連環境計画（UNEP）の報告書「BLUE CARBON」で炭素固定における海洋吸収の重要性が指摘されており、国立研究開発法人港湾空港技術研究所において、ブルーカーボンを利用した気候変動の緩和機能と減災機能の定量的評価手法についての調査・研究を推進している。

【都市緑化等による温室効果ガス吸収源対策】（国土交通省）

我が国の地球温暖化対策を促進するため、都市公園の整備等の緑化の推進を図ると共に、都市緑化等における吸収量の算定方法等の整備や都市緑化等の意義や効果の普及啓発を行っている。

都市公園の整備等の緑化の推進及び国際的指針に基づく吸収量算定手法の改善により、CO₂吸収量として 114.6 万 t を計上（平成 26 年度実績）した。

【下水道整備の推進】（国土交通省）

（P26 の再掲のため、内容は省略）

【総量削減状況等モニタリング及び第 8 次水質総量削減の実施に向けた検討】（環境省）

（P26 の再掲のため、内容は省略）

【生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などの検討】（文部科学省）

ユネスコの生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）の仕組みを活用する新たな施策の展開などについて検討するもので、具体的には次の活動を実施している。

- ・ユネスコエコパークについての啓発の促進。・日本ユネスコ国内委員会人間と生物圏（MAB）分科会が中心となって関係省庁等の関係者と連携を図りながら、新規指定候補地の登録や既存指定地域の取組を支援。
- ・他のユネスコ活動（特に持続可能な開発のための教育（ESD）、ユネスコスクール等）との連携の促進。
- ・データの収集やウェブサイトの整備を行い、優良事例に関する情報や知識の共有を図るとともに、ユネスコのネットワーク機能を活用した取組を支援。
- ・ユネスコエコパークの広報パンフレットを作成した。理念や目的を分かりやすく写真とともに掲載し、関係省庁・自治体や新規申請を検討中の自治体等に配付予定。

平成 26 年、「只見」（福島県）及び「南アルプス」（山梨県、長野県、静岡県）の 2 件の新規登録、並びに既に登録されている「志賀高原」（群馬県、長野県）の拡張登録が認められた。

平成 27 年 9 月、「白山」（富山県・石川県・福井県・岐阜県）、「大台ヶ原・

大峯山・大杉谷」（奈良県、三重県）及び「屋久島・口永良部島」（鹿児島県）の3件の拡張登録が認められた。

平成 27 年 10 月、長野県山ノ内町において、「第 14 回生物圏保存地域東アジア・ネットワーク会議（E A B R N）」を開催され、東アジア各国のユネスコエコパーク関係者間の交流と情報交換が図られた。また、志賀高原ユネスコエコパークにおいて「第 3 回日本ユネスコエコパークネットワーク（J B R N）大会」が開催され、登録地域を主体とした新しい J B R N の枠組みが発展し、また、国内のユネスコエコパーク間の情報交換やネットワーキングの機会となった。

平成 27 年 3 月、「日本/ユネスコパートナーシップ事業」により、「ユネスコエコパークを活用した E S D 教員向けガイドブック」及び「中学生対象「南アルプス BR 地域内のシカ獣害」を扱った単元指導案「シカは森の恵み」」を作成し、ユネスコスクール公式ウェブサイトにて周知した。

【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（P 23 の再掲のため、内容は省略）

重点検討項目③：野生生物の保護管理と外来種対策の加速

野生生物の適切な保護管理を強化するため、近年、ニホンジカやイノシシなど急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大している一部の鳥獣については、抜本的な鳥獣捕獲対策等、科学的・計画的な保護及び管理が必要である。

絶滅のおそれのある野生生物種については、これまで対象としていなかった海洋生物に関するレッドリストを作成するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく保全対策等の強化を多様な主体と連携しながら進める必要がある。

外来種については、既に国内に侵入し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の防除のほか、近年国内に侵入した外来種の緊急的な対策も必要である。

このような観点から、以下の項目について検討を行う。

- a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組
- b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組
- c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

（1）環境基本計画における施策の基本的方向

我が国に生息・生育する爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類の3割強、哺乳類、維管束植物の2割強、鳥類の1割強に当たる種が絶滅危惧種となっている。このため、これらの種の絶滅や減少をくい止めるための対策を引き続き進める。一方、近年、我が国においては、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣が全国的に分布を拡大しており、生態系への影響や生活環境・農林水産業への被害が深刻化している。このため、これらの野生鳥獣の捕獲を抜本的に強化するとともに、その捕獲の担い手の育成・確保、生息環境の整備・保全、被害防除、広域的な保護管理等の取組を進める。

また、外来種対策については、これまでも「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき、特定外来生物の輸入・飼養等の規制、防除事業の実施、飼養等動植物の適正管理等の対策を進めているところであり、今後、一層の取組の強化を図る。

（2）現状と取組状況

- a) 野生鳥獣の保護及び管理の推進に向けた取組

現状

近年、ニホンジカやイノシシなどの一部の鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大し、その結果、生態系への影響や農林水産業・生活環境へ

の被害が拡大・深刻化している。野生鳥獣による農作物被害額は、近年、200 億円前後で推移しており、森林被害面積は全国で約 9 千 ha となっている。また、現在 32 ある国立公園のうち、20 の国立公園では、高山帯のお花畑や森林内の下草が消失するなど、ニホンジカによる生態系への影響が確認されている。さらに、鳥獣と列車・自動車との衝突事故が増加するなど、生活環境へも被害が拡大しつつあり、加えて、ニホンジカの採食圧による林床植生の劣化・消失が、森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、災害を誘発する懸念も指摘されている。

狩猟者人口は、約 53 万人（昭和 45 年度）から約 18.5 万人（平成 25 年度）まで減少するとともに、60 歳以上の狩猟者が全体の約 3 分の 2 を占めるなど高齢化が進んでいる。個体群管理のための捕獲などを行う鳥獣保護管理の担い手の育成が求められている。

取組状況

【鳥獣保護管理の推進】（環境省）

平成 25 年 12 月に農林水産省と共同で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ「ニホンジカ、イノシシの個体数を 10 年後までに半減する」という目標を設定した。これらを踏まえ、平成 26 年 5 月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年 7 月 12 日法律第 88 号）を改正し、平成 27 年 5 月に施行したところ。具体的には、都道府県が主体となって行うニホンジカ、イノシシの捕獲事業を創設するとともに、鳥獣管理の担い手を確保するため、安全かつ効果的に鳥獣を捕獲する事業者の認定制度の導入等を行った。また、ニホンジカ、イノシシの個体数推定及び将来予測を実施する等、都道府県による鳥獣の科学的・計画的な保護及び管理を強化するとともに、国立公園等におけるシカ管理体制の構築等を実施した。なお、都道府県の捕獲等事業については交付金による支援を行っており、平成 27 年度は 33 道府県（対象鳥獣：ニホンジカ 31 道府県、イノシシ 11 県）で実施しており、平成 28 年度は 37 道府県（対象鳥獣：ニホンジカ 35 道府県、イノシシ 15 県）で実施を予定している。また、認定鳥獣捕獲等事業者は、平成 27 年度末時点で 52 事業者となっている。

【野生鳥獣による被害防止対策の推進】（農林水産省）

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年 12 月 21 日法律第 134 号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、人と鳥獣の棲み分けを進めるための緩衝帯の整備などの生息環境管理、侵入防止柵の設置や追払いなどの被害防除、捕獲などによる被害防止の取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により総合的に支援している。また、同法に基づく、市町村における被害防止計画の作成及び鳥獣被害対策実施隊の設置を促進している。（被害防止計画の作成市町村数：1,331（平成 25 年 4 月 30 日現在）→1,432（平成 27 年 10 月 31 日現在）、鳥獣被害対策実施隊

の設置市町村数：674（平成 25 年 4 月 30 日現在）→1,012（平成 27 年 10 月 31 日現在）

【野生鳥獣による森林被害の防止対策の推進】（農林水産省）

森林整備と一体的に行われる防護柵等の鳥獣害防止施設等整備、被害防除の実施、森林被害調査、被害防除活動体制の整備、防除技術の向上、生息環境整備、野生動物との共存のための森林整備、及び国有林における生息状況把握調査、個体数管理等を実施している。

民有林においては、森林整備と一体となった防護柵の設置や、地域の状況に応じた被害防除及び捕獲、被害防除活動体制の整備への支援、野生鳥獣との共存のための森林整備等を実施した。

国有林野においては、地方自治体等の関係機関や学識経験者、NPO等との連携体制を構築し、モニタリング調査を通じて野生鳥獣の生息状況等の把握を行いつつ、個体数管理、被害対策の技術実証、被害箇所の回復措置、森林の保全等の総合的な対策を推進した。

b) 絶滅のおそれのある野生生物種の保全に向けた取組

現状

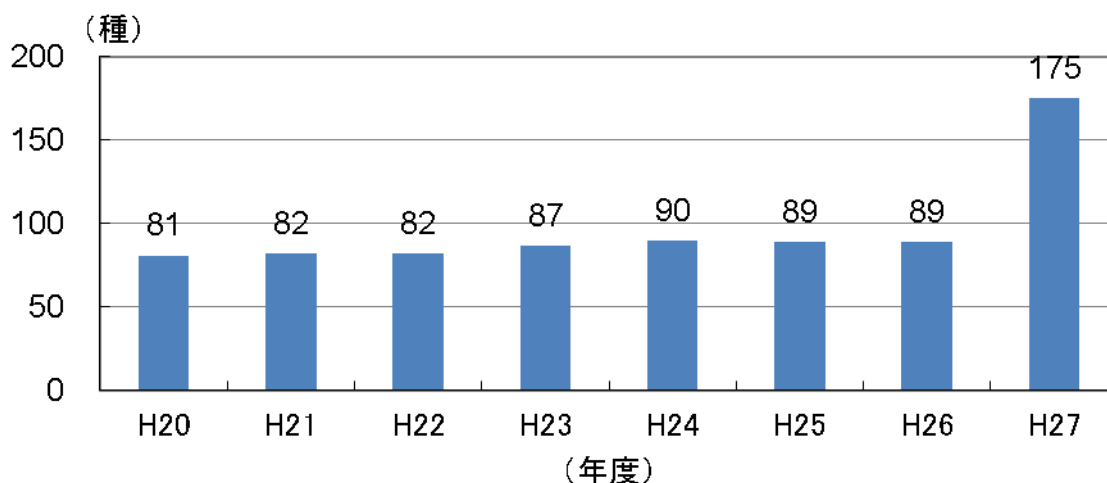
環境省では、平成 26 年 4 月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的とし、そのための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した。本保全戦略に基づき、絶滅危惧種の保全に関する様々な施策を幅広く推進している。

日本の野生生物の現状について、平成 3 年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物」（レッドデータブック）を発行して以降、基礎情報となるレッドリストの見直し・改訂を実施しており、第 4 次レッドリスト（平成 24 年度公表）に掲載された種の分布や生態、減少要因等を紹介した「レッドデータブック 2014」を平成 26 年度に発行した。

平成 25 年の法改正（平成 26 年 6 月 1 日施行）により、種の保存法に広告規制等が新しく追加されたことから、インターネット取引を含む希少野生動植物種の違法取引削減に向けた取組等を進めている。種の保存法に基づき、捕獲や譲渡し等を規制すべき種である国内希少野生動植物種を 175 種指定し（平成 28 年 4 月現在）、そのうち 49 種について保護増殖事業計画を策定し、生息地の整備や個体の繁殖等の保護増殖事業を行っている（図表 16、17）。

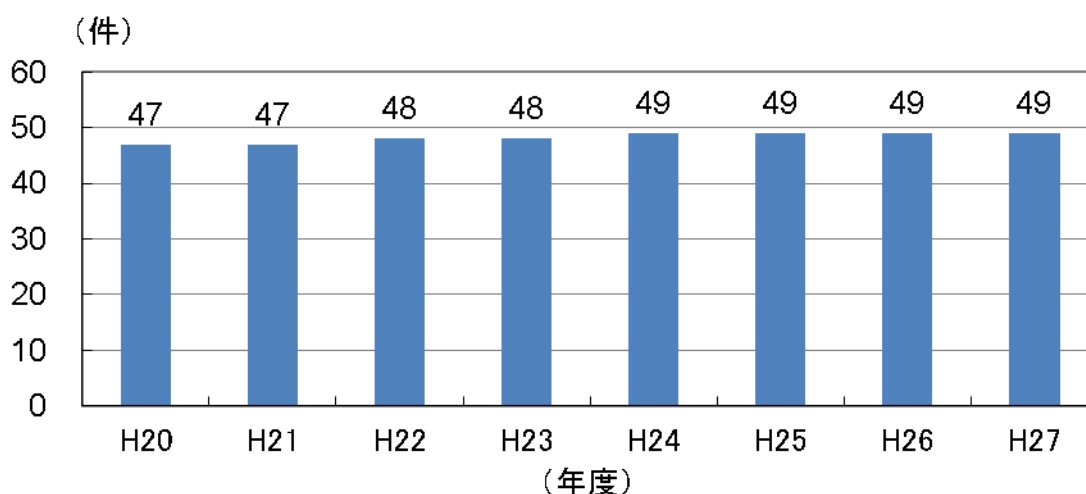
また、トキ、ツシマヤマネコ、ヤンバルクイナ、ライチョウなど、絶滅の危険性が高く、本来の生息域内における保全施策のみでは近い将来種を存続させることが困難となるおそれがある種について、飼育下繁殖を実施するなど生息域外保全の取組を進めている。

図表 16. 国内希少野生動植物種の指定種数



出典) 環境省資料

図表 17. 保護増殖事業計画の策定数



出典) 環境省資料

取組状況

【レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂】（環境省）

平成 27 年度以降、生息状況の悪化等によりカテゴリーの再検討が必要な種については、時期を定めず必要に応じて個別に見直すこととしており、哺乳類の一部の種（ゼニガタアザラシ、カモシカ）についてカテゴリーの見直しを行った環境省レッドリスト 2015 を平成 27 年 9 月に公表した。現在、第 5 次レッドリスト改訂に向けた検討を進めている。

また、これまで対象としていなかった海洋生物については、平成 24 年度から絶滅の危険度を評価するための基本方針等を検討し、現在、平成 28 年度のレッドリスト発表を目指して評価・検討を進めているところである。

【希少海洋生物の実態調査】（農林水産省）

水産庁が資源評価を行っている種等（WCPFC、NPFC、IWC管理対象を除く）及び小型鯨類について、希少評価手法の検討を行うとともに、希少海洋生物の生態について調査を行った。

【絶滅危惧種保全対策の推進】（環境省）

平成 26 年 4 月に、絶滅危惧種の保全を全国的に推進するための基本的な考え方と早急に取り組むべき施策を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定した。当該戦略において、平成 32 年（2020 年）までに種の保存法に基づく国内希少野生動植物種を 300 種追加指定することを目標としていることから、平成 26 年度には 41 種、平成 27 年度には 45 種を追加指定し、平成 28 年度以降も引き続き年間 40～50 種程度を指定する予定である。また、平成 25 年度以降、チュウヒ等について保全ガイドラインの策定を進めている。さらに、平成 26 年度以降、年 10 種程度について保全技術向上のための調査・検討を進めている。

【希少な野生動植物の保護増殖】（環境省）

平成 24 年 10 月にライチョウの保護増殖事業計画を策定し、現在トキ、ツシマヤマネコなど全 63 種について、生息状況調査、生息環境整備、飼育・繁殖、普及啓発などの保護増殖事業を実施している。

トキは、佐渡島ほか 5 つの地域において生息域外での飼育繁殖を進めた結果、個体数は着実に増加している。また、野生下における生息環境の整備を進めつつ、飼育下で繁殖した個体を年 2 回に分け放鳥を行った結果、野生下の個体数は 150 羽程度に至るまで増加した。さらに、平成 24 年に 36 年ぶりとなる野生下における自然繁殖による雛も誕生している。

ライチョウについては、公益社団法人日本動物園水族館協会と連携し、平成 27 年 6 月に乗鞍岳で 10 卵を採取し、上野動物園及び富山市ファミリーパークにおいて、各 5 卵のふ化、飼育を開始したところ、富山市ファミリーパークにおいて 3 羽が成育している。

【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

（P24 の再掲のため、内容は省略）

【名勝、天然記念物、文化的景観に関する保全・管理・活用等】（文部科学省）

（P23 の再掲のため、内容は省略）

c) 防除の優先度の高い外来種の制御または根絶に向けた取組

現状

日本の生物多様性の危機の一つとして、外来種による危機が挙げられる。外来生物法に基づき、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を特定外来生物として指定し、輸入、飼養等の規制措置を講じている。また、防除等を実施することによる生態系の回復の効果が見られる地域がある一方で、新たな侵略的な外来種の導入や被害の拡大が生じている地域がある。

取組状況

【外来生物法の適切な運用及び外来種対策の効果的な推進】（環境省、農林水産省、国土交通省）

外来生物法に基づき、特定外来生物の飼養、輸入等について必要な規制を行うこと等により、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害の防止を図っている。

平成 26 年 6 月には、特定外来生物が交雑して生じた生物の特定外来生物への指定を可能とすることや輸入物資に付着混入する特定外来生物の消毒に関する規定を新たに盛り込んだ、改正外来生物法が施行された。平成 26 年 4 月～平成 27 年 12 月の間に指定された交雑種 3 種類を含む計 8 種類の特定外来生物を加え、平成 28 年 3 月現在、合計 110 種類の特定外来生物が指定されている。

また、外来種による被害を防止するためには、外来生物法に基づく規制措置のみではなく、総合的な対策が必要である。「生物多様性国家戦略 2012-2020」においては、愛知目標を踏まえ、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すための行動計画や我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種のリストを策定することを国別目標とした。これに基づき、平成 24 年度から有識者などから構成される会議を設置し、関係省庁とともに検討を進め、平成 27 年 3 月に、

- ① 我が国の外来種対策を総合的かつ効果的に推進するため、外来種対策を計画的に実施するための基本的な考え方、各主体の行動指針、国の行動計画等となる「外来種被害防止行動計画」（平成 27 年 3 月 26 日策定）、
- ② 外来種についての国民の関心と理解を高め、様々な主体に適切な行動を呼びかけることを目的とし、国内由来の外来種、特定外来生物以外の外来種等を含む 429 種類の外来種を掲載した「我が国の生態系等へ被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」を策定した。

【優先度の高い外来種の防除の実施】（環境省）

生物多様性の保全上重要な地域における外来種の防除としては、奄美大島及び沖縄島やんばる地域においてアマミノクロウサギやヤンバルクイナ等の絶滅危惧種に対して捕食等の被害を及ぼしているマングース等の防除事業を実施した。さらに、侵入初期の外来種の緊急防除としては、日本では対馬のみで確認されているツマアカスズメバチや、近年急速に琵琶湖において分布を拡大し生態系等への被害を及ぼしているオオバナミズキンバイ等の防除事業を実施した。また、広域に分布する外来種の対策としては、アライグマなど広域に分布する外来種の防除手法などの検討・マニュアルの作成や外来種の分布状況や防除手法に関する情報の共有のために、地方ブロックごとに外来種に関する連絡会議を開催した。

【保護林等整備・保全、希少野生生物等保護管理対策】（農林水産省）

（P24の再掲のため、内容は省略）

【内水面漁業振興対策事業】（農林水産省）

（P25の再掲のため、内容は省略）

今後の課題

関係府省において、環境基本計画及び平成26年に実施した前回の点検の際に指摘した課題を踏まえ、本分野に関する施策が講じられ、着実な前進が見られる一方で、生物多様性の言葉の認識度が漸減傾向にあることや、取組を実施する各主体の連携、地域における取組の促進など課題のあることも確認できた。このため、今後も以下の個別の課題を踏まえて引き続き施策を推進すべきである。

- 国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認識度はCOP10開催前に比べ依然として高い状況であるが、現状では自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついていない。生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であるとともに、日本らしい祭事や伝統芸能等、地域の豊かな文化・風土等の喪失にもつながるということを感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動を、事業者、市民等の様々な関係主体や幅広い世代に対して、わかりやすく伝えることが必要である。

このため、国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、環境配慮型商品の普及等を進めるとともに、生物多様性への配慮を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくための取組を進めることにより、国民のライフスタイルの転換を図り、生物多様性の社会における主流化を継続して進めていく必要がある。

- 生物多様性政策の推進にあたっては、基礎となる自然環境の情報の収集と蓄積が極めて重要である。我が国では自然環境保全基礎調査等によって、全国レベルの様々な情報が蓄積・管理されているが、浅海域など新しい調査ができていない生態系もある。自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上を進めていくことが必要である。
- 生物多様性及び生態系サービスの価値評価の取組は多くの事例が蓄積されてきているが、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込むため、具体的な政策への活用に向けた方策検討と、社会的・経済的に利用し得るツールを開発していく必要がある。また、個々の政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、総合的な視点から具体的な政策に結びつけていくことが必要である。更に、生物多様性や生態系サービスが経済社会に及ぼす影響等相互の関連性の分析や、自然資本会計に関する国内外の事例の収集など、より充実した評価を行うことで、上述の各種意思決定への組み込みに取り組むことが必要である。
- 地方公共団体の地域戦略の策定促進について、都道府県の戦略は広域的なネットワークを意識しつつ、地域の自然特性を踏まえ取組を進めるために重要である。一方、市町村単位の戦略は、身近な生態系や生物多様性に対する気づきを醸成する役割を果たすため重要である。また、市区町村は、国と都道府県の戦略を踏まえ、山地、丘陵や河川などによる近隣とのつながりを意識しつつ、地域の特色や課題を取り入れ、よ

り身近な地域で具体的・個別的な取組を実施していくことが求められる。地域戦略の有効性を示し、より効果的に取り組めるよう様々な観点から支援のあり方を検討することにより、地域戦略策定を更に進めていく必要がある。

事業者の意識・取組の向上が確認されているが、更により多くの主体に生物多様性保全に直接かかわってもらうことが必要である。今後は、事業者の本業における取組や事業経営判断への統合に資するための取組を検討し、推進することが必要である。

- 人口減少や高齢化社会の進展といった今後の社会状況の変化を見据えつつ、生物多様性の恵みを支える健全な物質循環確保も課題となっている。

このため、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、自立・分散型の社会を形成しつつ、農山漁村や都市等の地域間において、森・里・川・海が生み出す生態系サービスの需給による自然的なつながりや、資金循環や人口交流等による経済的なつながり深めていく「地域循環共生圏」構築の実現化に向けた施策を進めていくことが必要である。

- 生物多様性の保全、生物相の回復や自然再生を図るにあたっては、地域のみならず国土全体の視点も踏まえた生態系ネットワークの形成を進めることが重要となる。その際には、関係行政機関や地方自治体、地域住民等、関係者の協力が必要不可欠であり、自然再生協議会のような多様な主体が参画する枠組みづくりが重要となる。現在、生態系ネットワークの核となるような重要地域の保全・再生等が進められているが、引き続き、関係省庁が連携しこれらの取組を着実に進めるとともに、多様な主体の参画を促すことが重要である。また、自然生態系が有する防災・減災機能や自然が有する多様な機能を活用するグリーンインフラの考え方等の観点も踏まえた自然再生の取組を推進していくことが重要である。

- 生態系ネットワークの形成は、気候の変化に対して適応する生物の移動が円滑に行われるよう、気候変動に対し特に脆弱である生物多様性を保全するためにも必要となると考えられる。国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や、政府全体の「気候変動の影響への適応計画」に基づき、引き続き科学的知見を集積するとともに、最新の知見に基づいて、生物多様性分野における気候変動の適応策について検討し、対策を推進していく必要がある。また、社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然生態系の有する防災・減災機能を含む自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を、東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生等も含む様々な場で、積極的に推進することが重要である。その際には、本格的な人口減少社会において開発圧力低下の機会を捉えた選択的な国土利用の推進等、国土の適切な利用・管理の視点も忘れてはならない。

このため、これらの評価を行い、実際に自然資源を活用した具体的事例を収集するなど地域にわかりやすい形でとりまとめ、自然資源を活用した総合的な地域づくりの中で十分に活用されるよう、努めることが必要である。

- 海洋ごみ、とりわけ近年問題となっているマイクロプラスチックについては、生態系への影響に関する更なる調査が必要である。また、主要排出国と推定される東アジア（東南アジア含む）における海洋ごみ対策は、世界における海洋ごみ削減の重要な課題となっている。このため、今後は、東アジア由来の海洋ごみの実態把握を進めるため、我が国の調査海域を拡大するとともに、東アジア地域における海洋ごみ調査に係る人材育成の強化を図る必要がある。
- 農林水産業の分野でも、生物多様性の保全に資する様々な取組が行われ着実に成果が得られており、引き続きこれらの取組について推進していく必要がある。その一方で、農山漁村における人口減少・高齢化にともない、農林水産業従事者以外も参加した地域ぐるみの取組をいかに進めるかも課題となっており、このように多様な主体の参加を促すため、農林水産業が生物多様性の保全に果たしている役割をわかりやすく示していくことが必要である。
- 名古屋議定書については、2015年までの国別目標が達成できていなかったことを踏まえ、可能な限り早期に、名古屋議定書を締結し、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することが必要である。
- 平成27年5月に施行した「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年7月12日法律第88号）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業によるニホンジカ、イノシシの捕獲について都道府県を交付金等で支援すること等により、「鳥獣の管理」をより一層推進することが急務である。また、狩猟者が減少し、高齢化が進んでいることから、鳥獣の管理に貢献しうる狩猟者の育成・確保とともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制のより一層の強化を図ることが重要である。加えて、鳥獣の管理の強化に伴う鉛製銃弾による鳥類への影響や事故の発生等に適切に対応するとともに、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策に適切に対応した科学的・計画的な鳥獣の保護・管理を推進する必要がある。

鳥獣被害防止特措法により、市町村が作成する被害防止計画に基づき、市町村が中心となって取り組む地域ぐるみの被害対策を支援するとともに、被害防止対策の担い手である鳥獣被害対策実施隊の設置促進及び体制強化を推進する必要がある。また、増加する捕獲個体について、食肉（ジビエ）等への利活用を推進し、加えて、関係省庁や多様な主体が連携しながら、広域的かつ効果的な野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進することが不可欠である。
- 第5次レッドリストの見直しに向け、種の絶滅の危険度を的確に評価するため、全ての分類群において定量的評価を採用し、現地調査の充実や科学的知見の蓄積を促進する必要がある。また、これまで対象としていなかった海洋生物に関するレッドリストについては、第1次のレッドリストを公表するとともに、既存のレッドリストとの統合に向けた検討を行うことが重要である。

また、種の保存法にもとづく国内希少野生動植物種については、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて 86 種が追加指定されたところであるが、平成 32 年までに更なる追加指定を目指すとともに、様々な種の保全対策の検討及び効果検証をしながら、引き続き政策の充実・強化を図ることが必要である。その際、法令以外の様々な制度による施策も含め、多様な主体の連携による取組の推進を図り、長期的な視点に立った保全の実施が重要である。一方、種の生息・生育状況に改善が見られる種については、保護増殖事業の終了又は効率化に向けた検討を実施する必要がある。

そして、生息域外保全を進める種においては、関係者等と連携して、引き続き飼育繁殖技術の確立に向けた取組を進めていくことが重要である。

- 平成 27 年 3 月に作成した「生態系被害防止外来種リスト」を踏まえ、特定外来生物の指定を進めることが必要である。その際には、被害の未然防止の観点からの指定を検討することが重要である。地方自治体、国民等に対し、「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」に関する関心や理解を深めるための普及啓発等を進めるとともに、リスト・行動計画を踏まえ、計画的かつ効果的な防除の推進及び外来種についての地方公共団体等との情報共有を行うことが不可欠である。